令和６年度タイ向け生果実輸出に係る事務手続きについて

令和６年４月

長野県農政部農業技術課

タイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領（平成31 年３月31 日付け30 消安第5305 号）第３及び第４の規定により、生産園地及び選果こん包施設の登録に必要な手続を以下のとおりと定めます。

１．対象品目・申請受付期間

|  |  |
| --- | --- |
| もも、さくらんぼ、ぶどう、なす | 令和5年12月1日(金)～令和6年1月12日(金) |
| りんご、なし、かき、キウイフルーツ、いちご | 令和6年5月1日(水)～6月7日(金) |

２．申請先：[最寄りの県農業農村支援センター農業農村振興課](https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/nogyosesaku/nosei.html)

３．申請に必要な書類一覧表



４．申請項目別の主な申請『条件』

|  |  |
| --- | --- |
| 生産園地 | **☑**GAPを踏まえ、農薬適正使用する等の病害虫防除・栽培管理がなされること。**☑**上記実施状況について、生産者により生産園地の管理に係る記録が作成され、少なくとも２年間保管されること。 |
| 選果こん包施設 | **☑**生果実の等級付け、選果こん包、病害虫被害果の除去等に係る標準作業手順書を有し、かつ、それに従ってタイが侵入を警戒する検疫対象病害虫の寄生果が混入しないこと。**☑**施設内に登録生産園地以外で生産された生果実がある場合は、タイ向けリンゴ等の生果実と物理的に隔離して保管できること。 |

５．その他の留意事項

**・**新規の場合はまず、最寄りの農業農村支援センターにご相談ください。

・相手国が設定する残留農薬基準値に配慮した農薬散布を行ってください。

・要領に基づく提出書類に加え、別途選果こん包施設の衛生証明書の取得が必要です。

取得方法については、県農産物マーケティング室までお問い合わせください。